

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

規則	ページ
◎高知県消費生活協同組合法施行細則	1
◎測量業者登録簿高知県閲覧所閲覧規則の一部を改正する規則	2
訓令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
◎高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令	2
告示	
◎告示(口頭による開示請求を行うことができる個人情報)の一部改正	2
(文書情報課)	
◎全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体及び全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更	3
(財政課)	
◎測量業者登録簿閲覧所の設置及び告示の廃止	3
(用地対策課)	
○道路の区域変更	3
(道路課)	
○道路の供用開始	4
(〃)	
◎告示(臨港地区内の分区の指定)の一部改正	4
(港湾・海岸課)	
◎告示(高知広域都市計画臨港地区内の分区の指定)の一部改正	4
(〃)	
◎告示(奈半利港の臨港地区の定め)の一部改正	4
(〃)	
◎告示(奈半利港の臨港地区内の分区の指定)の一部改正	4
(〃)	
◎告示(海岸保全区域の指定)の一部改正(2件)	4
(〃)	
◎告示(海岸保全区域の一部変更)の一部改正	4
(〃)	
◎告示(海岸保全区域の指定)の一部改正(11件)	4
(〃)	
◎告示(海岸保全区域の指定及び告示の廃止)の一部改正	5
(〃)	
◎告示(建設省所管海岸保全区域の指定	

及び告示の廃止)の一部改正	(〃)	5
◎告示(建設省所管海岸保全区域の指定)の一部改正(2件)	(〃)	5
◎告示(海岸保全区域の指定)の一部改正(3件)	(〃)	5
◎告示(海岸保全区域の指定及び告示の廃止)の一部改正	(〃)	5
◎告示(海岸保全区域の指定)の一部改正(3件)	(〃)	5
◎告示(高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定)の一部改正(会計管理課)		5
◎高知県政府調達苦情検討委員会設置規程の一部改正	(〃)	6
公 告		
◎公告(港湾隣接地域の指定)及び公告(高知港港湾隣接地域の指定)の一部変更	(港湾・海岸課)	6
高知県公安委員会告示		
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく少年指導委員の委嘱		6
規 則		
高知県消費生活協同組合法施行細則をここに公布する。		
平成22年4月1日		
高知県知事 尾崎 正直		
<b>高知県規則第29号</b>		
高知県消費生活協同組合法施行細則		
高知県消費生活協同組合法施行細則(平成12年高知県規則第112号)の全部を改正する。		
(趣旨)		
<b>第1条</b> この規則は、消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号。以下「法」という。)を施行するため、法、消費生活協同組合法施行令(平成19年政令第373号)及び消費生活協同組合大蔵省令		
法施行規則(昭和23年厚生省令第1号)に定めるもののほか、		
農林省令		
必要な事項を定めるものとする。		
(総会又は総代会の開催の届出)		
<b>第2条</b> 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会(次条において「組合」という。)は、総会又は総代会を開催したときは、当該総会又は総代会が終了した日から2週間以内に、法第45条第1項(法第47条第6項において準用する場合を含む。)		

の議事録又はその謄本を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の場合において、法第40条第1項第4号、第5号又は第7号(これらの規定を法第47条第6項において準用する場合を含む。)に掲げる事項の議決をしたときは、その関係書類を添付しなければならない。

(届出事項)

**第3条** 組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 法第31条の3第1項又は第31条の4(これらの規定を法第31条の8第4項又は第73条において準用する場合を含む。)の規定により役員、会計監査人又は清算人が損害を賠償する責任を負ったとき。

(2) 法第31条の6(法第31条の8第5項において準用する場合を含む。)の役員若しくは会計監査人の責任を追及する訴え若しくは法第73条の清算人の責任を追及する訴え、法第46条(法第47条第6項において準用する場合を含む。)の総会若しくは総代会の決議の不存在若しくは無効の確認若しくは取消しの訴え若しくは法第56条の2の創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認若しくは取消しの訴え、法第50条(法第50条の2第4項において準用する場合を含む。)の出資一口の金額の減少の無効の訴え若しくは共済事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは共済事業に係る財産の移転の無効の訴え、法第61条の2の設立の無効の訴え又は法第71条の合併の無効の訴えが提起されたとき。

(3) 法第33条第1項、第35条第2項又は第47条の2第2項の規定による請求があったとき。

(4) 法第62条第1項各号(第5号を除く。)又は定款に定めた解散の事由が発生したとき。

(5) 法第74条第1項の設立の登記、法第75条の変更の登記、法第77条の職務執行停止の仮処分等の登記、法第78条の吸収合併の登記、法第78条の2の新設合併の登記、法第79条の解散の登記又は法第80条の清算結了の登記が完了したとき。

(6) 法第76条又は第81条から第83条までの主たる事務所又は従たる事務所に係る登記が完了したとき。

(7) 法第90条の請求を認容する判決が確定した場合の登記が完了したとき。

(8) 事務所を新設し、移転し、又は廃止したとき。

(9) 選任、任期の満了、辞任、解任その他の事由により、役員、会計監査人又は清算人を定め、又は変更したとき。

(10) 役員、会計監査人又は清算人の氏名又は住所に変更があったとき。

(11) 定款に定める時期に通常総会又は通常総代会を開催することができないとき。

(12) 総会若しくは総代会が成立しなかったとき又は総会若し

- くは総代会の開催を延期したとき。  
 (13) 規約（法第26条の3第1項又は第26条の4に規定するものを除く。）、規則その他の規程を設定し、変更し、又は廃止したとき。  
 (14) 事業の全部若しくは一部を休止し、又は休止していた事業を再開したとき。  
 (15) 破産手続開始の申立てをし、又は破産手続開始の決定を受けたとき。

(委任)

**第4条** この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

測量業者登録簿高知県閲覧所閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第30号**

測量業者登録簿高知県閲覧所閲覧規則の一部を改正する規則

測量業者登録簿高知県閲覧所閲覧規則（昭和37年高知県規則第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**高知県測量業者登録簿閲覧所閲覧規則**

第1条中「測量業者登録簿高知県閲覧所」を「高知県測量業者登録簿閲覧所」に改める。

第2条中「午後5時までの間」を「午後5時15分まで」に改める。

第3条第2項中「登録簿等」を「知事は、登録簿等」に、「の伸縮をすることがある」を「を変更することができる」に改める。

第5条の見出し中「手続き」を「手続」に改め、同条中「年令」を「年齢」に改める。

第7条中「禁止することができる」を「禁止することができる」に改め、同条第1号中「この規則」を「この規則の規定」に、「従わないもの」を「従わない者」に改め、同条第2号中「汚損若しくは損傷し」を「汚損し、若しくは損傷し」に、「認められるもの」を「認められる者」に改め、同条第3号中「又は」を「、又は」に、「認められるもの」を「認められる者」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令  
教育委員会訓令  
警察本部訓令

高知県訓令第3号

高知県教育委員会訓令第4号

高知県警察本部訓令第8号

本 庁  
各 出 先 機 関  
教 育 委 員 会 事 務 局  
教 育 機 関  
警 察 本 部  
警 察 署

高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年4月1日

高知県知事 尾崎 正直  
高知県教育委員会委員長 河田 耕一  
高知県警察本部長 北村 博文

高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令

高知県青少年対策推進本部等設置規程（昭和39年5月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。  
 高知県警察本部訓令第4号

別表中「健康づくり課長」を「健康対策課長」に、「農業農村支援課長」を「農地・担い手対策課長」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第184号

平成15年4月高知県告示第226号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成22年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

表中

高知女子大学入学者選抜試験	総合得点、個別試験の得点、本学	一般選抜試験（前期・後期）について	高知女子大学学生課
---------------	-----------------	-------------------	-----------

が利用した大学入試センター試験の教科別得点及び順位。ただし、順位については、合格者のものを除く。

は、受験した年4月16日から5月15日まで推薦入学試験及び3年次編入学試験について、合格発表の日から1月間

高知短期大学入学試験

総合得点、入試区分別個別得点及び総合得点の順位

合格発表の日の翌日から1月間

高知短期大学学生課

狩獵免許試験

知識試験及び技能試験の得点

合格発表の日から1月間

鳥獣対策課

高知県職員（公衆衛生医師）採用選考査

総合得点

合格発表の日から1月間

健康長寿政策課

高知県職員（公衆衛生医師）採用選考査

総合得点

合格発表の日から1月間

健康長寿政策課

調理師試験

総合得点及び科目別得点

合格発表の日から1月間

健康長寿政策課

幡多看護専門学校入学試験

一般入試について、総合得点（面接を除く。）推薦入試及

格発表の日から1月間

幡多看護専門学校

	び社会人入試については、総合得点		
調理師試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日から1月間	健康づくり課
介護支援専門員実務研修受講試験	総合得点及び分野別得点	合格発表の日から1月間	高齢者福祉課

幡多看護専門学校入学試験	一般入試にあっては総合得点(面接結果を除く。)、推薦入試及び社会人入試にあっては総合得点	合格発表の日から1月間	幡多看護専門学校
--------------	--	-------------	----------

製菓衛生師試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日から1月間	食品・衛生課
---------	-------------	-------------	--------

製菓衛生師試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日から1月間	食品・衛生課
介護支援専門員実務研修受講試験	総合得点及び分野別得点	合格発表の日から1月間	高齢者福祉課
高知女子大学入学者選抜試験	総合得点、個別試験の得点、本学が利用した	一般選抜試験(前期・後期)にあっては受験した年	高知女子大学学生課

大学入試センター試験の教科別得点及び順位。ただし、順位については、合格者のもとのを除く。	の4月16日から5月15日まで、推薦入学試験及び3年次編入学試験にあっては合格発表の日から1月間	
高知短期大学入学試験	総合得点、入試区分別個別得点及び総合得点の順位	合格発表の日の翌日から1月間
狩獵免許試験	知識試験及び技能試験の得点	合格発表の日から1月間

農業大学校入校試験	筆記試験の総合得点及び科目別得点並びに口述試験の総合評価	合格発表の日から1月間	農業大学校教育課
-----------	------------------------------	-------------	----------

高知県農村女性リーダーの認定	総合評価	認定発表の日から1月間	環境農業推進課
農業大学校入校試験	筆記試験の総合得点及び科目別得点並びに口述試験の総合評価	合格発表の日から1月間	農業大学校教育課
働きながら学ぶ農業技術研修生の	面接結果	認定発表の日から1月間	農業大学校教育課

認定			
----	--	--	--

に改める。

#### 高知県告示第185号

相模原市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、次のとおり全国自治宝くじ事務協議会規約(昭和30年3月30日議決)の一部を変更したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成22年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

全国自治宝くじ事務協議会規約(昭和30年3月30日議決)の一部を次のように変更する。

第3条第2号中「岡山市」を「岡山市、相模原市」に改める。

#### 附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

#### 高知県告示第186号

測量法施行令(昭和24年政令第322号)第28条第1項の規定により、測量業者登録簿閲覧所を次のように設置し、平成4年4月高知県告示第213号の3(測量業者登録簿高知県閲覧所の設置)は、廃止する。

平成22年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

名称	場所
高知県測量業者登録簿閲覧所	高知県土木部用地対策課内

#### 高知県告示第187号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年4月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大方大正
- 3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
幡多郡黒潮町上川口字ウツシリ山1650番	前	18.9	14

1		20.0	
幡多郡黒潮町上川口 字鳥羽1054番1から 幡多郡黒潮町上川口 字ウツシリ山1650番 1まで	後	18.9 1 21.9	18

高知県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成22年4月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道  
 2 路線名 大方大正  
 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡黒潮町上川口字鳥羽 1054番1から 幡多郡黒潮町上川口字ウツ シリ山1650番1まで	18	平成22年4月1 日

高知県告示第189号

昭和40年5月高知県告示第272号（臨港地区内の分区の指定）  
の一部を次のように改正する。

平成22年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 中「高知県土木部港湾課」を「高知県土木部港湾・海岸課」に改める。

高知県告示第190号

昭和47年11月高知県告示第649号（高知広域都市計画臨港地区内の分区の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 「高知県土木部港湾課」を「高知県土木部港湾・海岸課」に改める。

高知県告示第191号

昭和52年4月高知県告示第250号（奈半利港の臨港地区の定め）の一部を次のように改正する。

平成22年 4月 1日	高知県知事 尾崎 正直 「高知県土木部港湾課及び安芸土木事務所」を「高知県土木部港湾・海岸課及び高知県安芸土木事務所」に改める。
<b>高知県告示第192号</b>	昭和52年 4月 高知県告示第251号（奈半利港の臨港地区内の分区の指定）の一部を次のように改正する。 平成22年 4月 1日
	高知県知事 尾崎 正直 「高知県土木部港湾課及び安芸土木事務所」を「高知県土木部港湾・海岸課及び高知県安芸土木事務所」に改める。
<b>高知県告示第193号</b>	昭和40年10月高知県告示第517号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。 平成22年 4月 1日
	高知県知事 尾崎 正直 注中「高知県水産商工部漁港課」を「高知県土木部港湾・海岸課」に改める。
<b>高知県告示第194号</b>	昭和41年 6月 高知県告示第292号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。 平成22年 4月 1日
	高知県知事 尾崎 正直 「建設省所管海岸保全区域」を「国土交通省所管海岸保全区域」に改める。 (注) 中「高知県土木部河川課及び高知県中村土木事務所」を「高知県土木部港湾・海岸課及び高知県幡多土木事務所」に改める。
<b>高知県告示第195号</b>	昭和41年 7月 高知県告示第297号（海岸保全区域の一部変更）の一部を次のように改正する。 平成22年 4月 1日
	高知県知事 尾崎 正直 「農林省」を「農林水産省」に改める。 注中「高知県農林部耕地課に備へ置いて」を「高知県土木部港湾・海岸課に備え置いて」に改める。
<b>高知県告示第196号</b>	昭和41年 8月 高知県告示第387号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。 平成22年 4月 1日
	高知県知事 尾崎 正直 注中「高知県土木部海岸課」を「高知県土木部港湾・海岸課」に改める。
<b>高知県告示第197号</b>	昭和41年10月高知県告示第472号（海岸保全区域の指定）の一
	部を次のように改正する。 平成22年 4月 1日
	高知県知事 尾崎 正直 「建設省所管海岸保全区域」を「国土交通省所管海岸保全区域」に改める。 (注) 中「高知県土木部河川課」を「高知県土木部港湾・海岸課」に改める。
<b>高知県告示第198号</b>	昭和42年 5月 高知県告示第201号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。 平成22年 4月 1日
	高知県知事 尾崎 正直 注中「高知県水産商工部漁港課」を「高知県土木部港湾・海岸課」に改める。
<b>高知県告示第199号</b>	昭和42年12月高知県告示第557号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。 平成22年 4月 1日
	高知県知事 尾崎 正直 「建設省所管海岸保全区域」を「国土交通省所管海岸保全区域」に改める。 注中「高知県土木部港湾空港局海岸課」を「高知県土木部港湾・海岸課」に改める。
<b>高知県告示第200号</b>	昭和43年 8月 高知県告示第324号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。 平成22年 4月 1日
	高知県知事 尾崎 正直 注中「高知県水産商工部漁港課」を「高知県土木部港湾・海岸課」に改める。
<b>高知県告示第201号</b>	昭和44年 3月 高知県告示第112号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。 平成22年 4月 1日
	高知県知事 尾崎 正直 「建設省所管海岸保全区域」を「国土交通省所管海岸保全区域」に改める。 注中「高知県土木部河川課」を「高知県土木部港湾・海岸課」に改める。
<b>高知県告示第202号</b>	昭和44年 9月 高知県告示第419号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。 平成22年 4月 1日
	高知県知事 尾崎 正直 注中「高知県水産商工部漁港課」を「高知県土木部港湾・海岸課」に改める。

「課」に改める。

#### 高知県告示第203号

昭和45年5月高知県告示第216号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

注中「高知県水産商工部漁港課」を「高知県土木部港湾・海岸課」に改める。

#### 高知県告示第204号

昭和45年11月高知県告示第561号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

注中「高知県水産商工部漁港課」を「高知県土木部港湾・海岸課」に改める。

#### 高知県告示第205号

昭和46年5月高知県告示第282号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

(注) 中「高知県水産商工部漁港課」を「高知県土木部港湾・海岸課」に改める。

#### 高知県告示第206号

昭和49年12月高知県告示第621号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

「建設省所管海岸保全区域」を「国土交通省所管海岸保全区域」に、「高知県土木部港湾空港局海岸課及び高知県土佐清水土木事務所」を「高知県土木部港湾・海岸課及び高知県幡多土木事務所土佐清水事務所」改める。

#### 高知県告示第207号

昭和50年1月高知県告示第30号（海岸保全区域の指定及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。

平成22年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

「運輸省」を「国土交通省」に、「高知県土木部港湾課及び高知河港事務所」を「高知県土木部港湾・海岸課及び高知県高知土木事務所」に改める。

#### 高知県告示第208号

昭和50年2月高知県告示第80号（建設省所管海岸保全区域の指定及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。

平成22年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

「建設省所管海岸保全区域として」を「国土交通省所管海岸保全

区域として」に、「高知県土木部港湾空港局海岸課」を「高知県土木部港湾・海岸課」に改める。

#### 高知県告示第209号

昭和50年2月高知県告示第100号（建設省所管海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

「建設省所管海岸保全区域」を「国土交通省所管海岸保全区域」に、「高知県土木部河川課」を「高知県土木部港湾・海岸課」に改める。

#### 高知県告示第210号

昭和55年4月高知県告示第222号（建設省所管海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

「建設省所管海岸保全区域」を「国土交通省所管海岸保全区域」に、「高知県土木部河川課」を「高知県土木部港湾・海岸課」に改める。

#### 高知県告示第211号

昭和59年3月高知県告示第146号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

「高知県土木部河川課及び高知県宿毛土木事務所」を「高知県土木部港湾・海岸課及び高知県幡多土木事務所宿毛事務所」に改める。

#### 高知県告示第212号

昭和62年1月高知県告示第14号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

「高知県土木部河川課」を「高知県土木部港湾・海岸課」に改める。

#### 高知県告示第213号

平成5年8月高知県告示第397号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

「高知県土木部河川課及び高知県室戸土木事務所」を「高知県土木部港湾・海岸課及び高知県安芸土木事務所室戸事務所」に改める。

#### 高知県告示第214号

平成6年5月高知県告示第262号（海岸保全区域の指定及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。

平成22年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

「高知県土木部河川課」を「高知県土木部港湾・海岸課」に、「高知県伊野土木事務所」を「高知県中央西土木事務所」に改める。

#### 高知県告示第215号

平成7年3月高知県告示第101号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

「高知県土木部河川課及び高知県室戸土木事務所」を「高知県土木部港湾・海岸課及び高知県安芸土木事務所室戸事務所」に改める。

#### 高知県告示第216号

平成7年12月高知県告示第648号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

「建設省所管海岸保全区域」を「国土交通省所管海岸保全区域」に、「高知県土木部河川課」を「高知県土木部港湾・海岸課」に改める。

#### 高知県告示第217号

平成7年12月高知県告示第657号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

「建設省所管海岸保全区域」を「国土交通省所管海岸保全区域」に、「高知県土木部河川課並びに高知県南国土木事務所」を「高知県土木部港湾・海岸課並びに高知県中央東土木事務所」に改める。

#### 高知県告示第218号

平成4年4月高知県告示第208号（高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

別表の1 出先機関及び当該出先機関の取扱店の表中

高知県立大橋高等学校	香美市	〃
高知県中央東福祉保健所	〃	〃
山田支店大	を	
山田支店	」	
高知県中央東福祉保健所	香美市	〃

山田支店	に、		
「高知女子大学		”	”
高知女子大学池事務室		”	”
高知短期大学		”	”
県庁支店			
三里支店	を		
県庁支店	」		
「高知女子大学		”	”
高知女子大学永国寺事務室		”	”
高知短期大学		”	”
三里支店			
県庁支店	に、「高知県立中央児童相談所」を「高知		
	」		
県中央児童相談所	に改め、		
「高知県高知駅周辺都市整備事務所	”	”	”
	を削り、「高知県立幡多児童相談所」を		
	」		
「高知県幡多児童相談所」に改める。			
高知県告示第219号			
高知県政府調達苦情検討委員会設置規程(平成8年9月高知県告示第585号)の一部を次のように改正する。			
平成22年4月1日			
高知県知事 尾崎 正直			
第7条中「会計管理局会計企画課」を「会計管理局会計管理課」に改める。			
附 則			
この告示は、平成22年4月1日から施行する。			
<hr/>			
<b>公 告</b>			
<hr/>			
昭和38年12月高知県公報号外第69号の公告(港湾隣接地域の指定)及び昭和54年3月高知県公報第6112号の公告(高知港港湾隣接地域の指定)の一部を次のとおり変更する。			
平成22年4月1日			
高知港港湾管理者の長			
高知県知事 尾崎 正直			
「高知県土木部港湾課」を「高知県土木部港湾・海岸課」に改める。			

<b>公安委員会告示</b>			
高知県公安委員会告示第5号			
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第1項の規定に基づき、次のとおり少年指導委員を委嘱する。			
平成22年4月1日			
住所	氏名	活動区域	委嘱期間
高知市愛宕町二丁目 15番11号	横山 明	高知地区	平成24年3 月31日まで
高知市幸町7番7号	中越 利夫	高知地区	平成24年3 月31日まで
高知市比島町二丁目 8番7号	岡林 速	高知地区	平成24年3 月31日まで
高知市潮新町一丁目 10番13号	岩崎 一郎	高知南地区	平成23年3 月31日まで
安芸市下山1496番地	有澤 陽孝	安芸地区	平成24年3 月31日まで
安芸郡安田町唐浜 479番地2	松本 秀一	安芸地区	平成24年3 月31日まで
南国市大塙甲2477番 地2	門田 窠一	南国地区	平成24年3 月31日まで
南国市岡豊町笠ノ川 902番地	山本三四子	南国地区	平成24年3 月31日まで
須崎市多ノ郷甲694 番地	柳本 勇雄	須崎地区	平成24年3 月31日まで
須崎市下分甲2032番 地2	前田 良二	須崎地区	平成24年3 月31日まで
四万十市中村新町一 丁目10番地	西内 燥夫	中村地区	平成24年3 月31日まで

四万十市渡川一丁目 10番4号	刈谷 隆子	中村地区	平成24年3 月31日まで
--------------------	-------	------	------------------

備考 活動区域の区分は、次のとおりとする。

- 1 高知地区  
高知県警察の設置及び定員に関する条例(昭和29年高知県条例第14号。以下「条例」という。)別表に規定する高知県高知警察署の管轄区域とする。
- 2 高知南地区  
条例別表に規定する高知県高知南警察署の管轄区域とする。
- 3 安芸地区  
条例別表に規定する高知県安芸警察署の管轄区域とする。
- 4 南国地区  
条例別表に規定する高知県南国警察署の管轄区域とする。
- 5 須崎地区  
条例別表に規定する高知県須崎警察署の管轄区域とする。
- 6 中村地区  
条例別表に規定する高知県中村警察署の管轄区域とする。